

令和2年第3回（9月）定例会

書簡質問 回答書

(ホームページ掲載用)

質問者

10番	荒井勝彦	議員	…… 1
1番	山本辰見	議員	…… 4
3番	森川元晴	議員	…… 8
7番	大寄暁美	議員	… 1 1
2番	鈴木美代子	議員	… 1 3
5番	杉浦剛	議員	… 1 4
4番	石田秀夫	議員	… 1 6

質問順 1番 荒井勝彦 議員

質問 1 美浜町のごみ対策について

(1) 可燃ごみ袋の有料化について

ごみ処理については、令和4年度から、半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町の2市3町で構成する「知多南部広域環境組合」で共同処理を行うことが決まっております。

ごみ処理に係る経費につきましては、ごみの排出量に応じて、構成市町が負担することとしているため、各市町のごみの削減は喫緊の課題となっております。

本町においては「ごみ減量化実施計画」に基づき、住民の皆様の協力を得ながら、平成29年10月からミックスペーパーの分別収集や、ごみ収集体制の変更などごみの削減に取り組んでまいりましたが、思うような成果が出ず、容器包装プラスチックの分別収集や草木の資源化など、今後予定するごみ減量のための施策を実施しても減量目標に達しない見込みであることから、令和3年4月から可燃ごみ袋の有料化を実施するものでございます。

なお、すでに実施済みの常滑市を除く半田市、武豊町、南知多町も本町と時期を同じくして可燃ごみ袋の有料化を実施致します。

(担当部署：厚生部環境課)

(2) 容器包装・プラスチックの分別収集について

可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックの分別収集を実施することで、ごみの減量化及び資源化を図る施策でございます。

容器包装プラスチックとは、コンビニ弁当の容器やプリンのカップ、スーパーの肉や魚のトレイ、シャンプーや台所洗剤のボトル類、レジ袋やお菓子の袋類、ペットボトルのキャップやラベルなど「プラマーク」のついたプラスチック類となります。

収集日につきましては、東部地区は毎週金曜日、西部地区及び美浜緑苑は毎週水曜日とし、いずれも当日の朝8時までに、グレー色の新規の指定ごみ袋で地区の集積所へ出していただきます。

なお、住民の利便性を考慮しミックスペーパーと同じ曜日としております。

また、容器包装プラスチック用指定ごみ袋は、有料化の対象ではなく、現在のミックスペーパー用ごみ袋と同様の値段となります。

(担当部署：厚生部環境課)

(3) ごみの排出量について

愛知県における緊急事態宣言の発出以降の変化として、家庭系可燃ごみ及び粗大ごみの増加が挙げられます。

いずれも前年同期を上回る発生量で、コロナ禍によるステイホームを機に、多くの方が大掃除を行ったことや、令和3年度から有料化となる家庭系の可燃ごみ、粗大ごみ及び埋め立てごみのクリーンセンターへの持ち込みが増加したことが原因と考えられます。

このため、クリーンセンターへの搬入車両が増加傾向にあり、安全で円滑な搬入にご理解とご協力をお願いしております。

(担当部署：厚生部環境課)

(4) ごみの出し方について

ごみ処理従事者に対する感染防止のために配慮しているごみの出し方は、ごみ袋の空気を抜き、しっかりと封をすることです。

これらにつきましては、すでに広報及び町ホームページに掲載しており、チラシの配布においても周知を行っているところでございます。

(担当部署：厚生部環境課)

質問 2 中学校へのスマートフォン等の持ち込みについて

(1) スマートフォン等の所持及び使用実態について

スマートフォンを含む携帯電話については、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止としております。

ご質問のスマートフォン等の所持及び使用実態の調査についてでございますが、口頭での簡易調査をこれまで授業中に実施したことはあります。

(担当部署：教育部学校教育課)

(2) 学校の対応について

中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止としておりますが、一部、保護者からの申し出により、特別に持ち込みを認めている場合があります。但し、このような場合には、登校後に学校で一時預かり管理するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮して対応しております。

(担当部署：教育部学校教育課)

(3) ルール作りの計画について

現時点ではそのような計画はありませんが、生徒が自らを律することができるようなルールを、生徒や保護者が主体的に考え、学校と協力して作る機会を設けることは、情報モラル教育の観点からも重要なことであると考えております。

(担当部署：教育部学校教育課)

質問順 2番 山本辰見 議員

質問 1 大型養鶏場建設計画概要書について

(1) 住民説明会はどのような予定になっているか。これまでに一部だけに概要説明はあったが、建設予定事業者が一般住民等への説明会を予定しない理由は。事業内容の青写真は示されているか。

現時点で事業内容、いわゆる事業区域、事業面積、飼養羽数、工事着手予定日等について変更される見込みであり、事業予定地の調査等についても大幅に遅れが出ていると聞いております。

そのような段階での住民説明会は、事業者として正確に事業内容を説明できないことから、住民説明会の予定は未定と伺っております。

事業内容の青写真につきましては、美浜町に3月提出された事業計画届出書から変更が見込まれておりますので、今後変更が決定され次第、変更届の提出を求めています。

(担当部署：産業建設部産業課)

(2) 1時間当たり50mmのような豪雨の場合、計画地での総雨量はどのくらいになるか。また、そのような推定を前提に対策等を事業者は説明しているか。

排水計画は、計画区域の地形及び地域の特性等を調査し、その結果に基づき計画流量を決定する必要があります。

現段階では、計画区域が未確定であり、現地における調査等は進んでおりませんので、当然、詳細な対策についての説明もございません。

今後、計画区域が確定した後に、現地調査及び関係団体等との協議において調整していくものと考えております。

(担当部署：産業建設部産業課)

(3) 美浜町が事業者に不足している追加の資料等の提出について、現在依頼した追加資料はどのようなものか。また、全体の資料提出の日程をどのように依頼しているか。

美浜町畜舎等建設行為に関する指導要綱に基づく、事業計画届出の添付書類については、一通り提出されていますが、計画を変更する見込みとことから、今後変更が決定

され次第、変更届の提出を求め、随時新たな添付書類等提出いただくところでございます。

(担当部署：産業建設部産業課)

(4) 浄化槽及び雨水も含め、どのような排水計画を美浜町に示しているか。

鶏卵洗浄水は浄化槽にて処理し、雨水も含め伊勢湾に流す計画と聞いております。

しかしながら、詳細な計画が不明な状況であり、明確にするよう指導しているところでございます。

(担当部署：産業建設部産業課)

(5) 井戸水の汲み上げについて、どのくらいの深さを予定しているのか。近隣住民や、ゴルフ場などに仮に枯渇が起きた場合の補償等をどのように考えているのか。井戸を掘削している専門業者からは、この地域ではほとんどが砂地で、100m以上掘っても岩盤に突き当たらないとも指摘されているが、美浜町ではどのように理解しているか。

くみ上げの深さについては、今後の現地調査により、計画地の状況を踏まえたうえで検討されると事業者より伺っております。

また、枯渇が起きた場合の補償については、基本的には事業者と関係者との話し合いになります。町としても事業者による現地調査の結果を検証してまいりたいと考えております。

(担当部署：産業建設部産業課)

(6) 悪臭対策について、事業者から具体的な対策の方法・仕組み等についてどのように説明されたか。事業者からは、自治体として現状の数値を測定していただきたいとされているが、その予定はあるか。

まず、鶏舎は最新のウインドレスと呼ばれる「無窓鶏舎」であり、臭気の原因となる鶏糞は密閉式搬送装置にて鶏糞処理場所に移送し、生糞の状態では保管せず、その日のうちに密閉式鶏糞処理機にて発酵処理を行い、発酵処理に伴い発生する臭気は最新の脱臭装置にて処理する計画と聞いております。

また、臭気測定については、事業者自ら事業の開始前及び開始後に実施する計画とな

っており、町独自の測定は求められておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

(担当部署：産業建設部産業課)

質問 2 新型コロナウイルス感染拡大をどう防ぐか

(1) 愛知県に対して、速やかに町内の医療機関や半田保健所美浜駐在の建物外でも PCR 検査が受けられるように、「いつでも、どこでも、だれでも無料検査が受けられように」要望してはどうか。

愛知県は新型コロナウイルス感染症に対する医療面での対策として、検査体制の維持強化を図っており、国及び県から要請された医療機関が県内 47 か所において帰国者・接触者外来を開設し PCR 検査を実施しております。

また、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のため、ドライブスルー形式等の PCR 検査所の拡大も図っているところでございます。

いつでも、どこでも、だれでも無料で PCR 検査が受けられるようにとの要望につきましては、県の検査能力の問題もあり現状においては難しいと思われませんが、町民への感染拡大を防ぐためにも速やかな PCR 検査は重要であると考えており、検査体制の充実を国・県に働きかけてまいりますので、よろしくお願い致します。

(担当部署：厚生部健康・子育て課)

(2) 現在の中学校 2 校や河和小学校での「新型コロナウイルス感染症密対策など」対応策について伺う。

基本的な感染症対策である、健康観察の徹底、「3つの密（密閉・密集・密接）」を防ぐ対策のほか、日々の教育活動における感染症対策や指導を行っております。

具体的には、毎朝の検温、運動後や食事の前後などこまめな手洗い、マスクの着用、教室の十分な換気、児童生徒が密接しない学習活動・学習形態の工夫、消毒の実施、給食のルールの徹底など、すべての教職員が共通認識を持ち、児童生徒に対して、感染予

防教育に取り組み、学校全体で感染予防に取り組めるよう、指導にあたっております。

(担当部署：教育部学校教育課)

質問 3 少人数学級の検討について

現在、本町の小中学校では、小学校1年生、2年生及び中学校1年生は35人学級、それ以外の学年は40人学級で実施しております。

今回のコロナ禍において、社会的距離が確保できる少人数学級が注目されていることは承知しておりますが、現状においては、町内小学校のすべての学級において、35人を下回っておりますのも事実でございます。

教育委員会としましては、以前より、小規模校・少人数学級を否定するものではなく、学校教育本来の目的を考えると、少人数での教育活動にも限界があると考えています。

小中学校の小規模化が今後更に進むことにより、複式学級の編制を余儀なくされるなど、子どもたちにとって望ましい教育環境の確保が困難になるとともに、学校そのものの運営にもさまざまな課題が生じてくることが予測されています。こうしたことを解消していくうえで、美浜町の実情にあった適正規模・適正配置を図り、「新しい生活様式」を踏まえた、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を推進する必要があると考えております。

(担当部署：教育部学校教育課)

質問順 3番 森川元晴 議員

質問 1 財政基金について

財政調整基金の残高は、令和元年度末現在で約5億8千万円でございます。

財政調整基金は、ご質問のコロナ対策や災害対策等、不測の事態に対処する財源としてだけでなく、当初予算編成における財源不足を補填するための財源でございますが、近年の厳しい財政状況から大幅な取り崩しが続いており、残高も減少し、町として適正と考える基金残高を大きく割り込んでおります。

次年度以降も人口減少による税収減に加え、コロナ禍による税収減が避けられない状況ではありますが、歳入の確保と事業の精査により、住民生活への影響を抑え、適正な財政運営に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国・県の交付金を活用し、町の基金も一部繰り入れ対策を講じておりますが、必要に応じ基金も活用し更なる対策を実施してまいります。

(担当部署：総務部総務課)

質問 2 美浜町運動公園整備事業運営計画の進捗状況について

(1) 陸上競技場建設事業は多くの住民・行政にどのような「メリット」があるか。

(2) 関係機関の協力・支援はどのような話し合いが進められ、運営・運行計画は財源も含め、どこまで検討されているか。

まず、メリットについて、理想ではなく現実・確実的な答弁をということでございますが、この事業の大きな目的は、交流人口の増加と消費拡大による地域の活性化であり、この目的を達成することで住民生活及び行政運営にメリットが生じると考えております。

現実である知多奥田駅前と日本福祉大学に隣接している立地条件の下、日本福祉大学及び付属高校をはじめ多くの利用者が見込めるという確実性のある予測に基づき、良い施設を造り、地域を活性化させ、その恩恵（メリット）を多くの住民の皆様を感じてい

ただくために、本年3月に観光協会、商工会、スポーツ団体及び日本福祉大学の関係機関と町関係課による「美浜町スポーツ施設運営検討会議」を立ち上げ、真剣に議論を重ねているところでございます。

これまで、2回の会合を経て全体及び今年度の作業計画を項目ごとに設定し作業に入っており、今年度は、関係機関及び団体のヒアリングが主な作業となります。

今後、産学官連携を密にして検討を進める中で、その都度経過を報告させていただきますので、議員におかれましても、運動公園整備事業の成功に向けてより一層応援くださいますようお願い致します。

(担当部署：産業建設部都市整備課、教育部生涯学習課)

質問 3 美浜町総合公園拡張事業の整備内容とその目的について

本年3月議会での一般質問で答弁致しましたとおり、第2町民グラウンドの代替機能の確保並びに交流拠点及び防災拠点の機能拡張を目的としております。

現在の状況といたしましては、暫定計画における造成工事が間もなく完了する見込みであり、また、施設の配置等を再検討する基本設計修正業務に着手いたしましたので、今年度中には、計画の内容と整備年度をお示しする予定でございます。

(担当部署：産業建設部都市整備課)

質問 4 総合公園と運動公園を結ぶ「町道奥田・河和線」の整備について

議員のおっしゃる通り、大型車両の通行に伴う舗装の痛み、排水不良、樹木の枝が覆いかぶさる状況は、道路パトロールや通報等により承知しておるところでございます。

本路線につきましては、昭和43年3月に農免道路として開通、昭和47年3月に舗装が全線完成したものでありますが、社会情勢や通行車両の変化に伴い、平成7年度から14年度にかけて、産業会館から奥田海岸までの区間の道路測量調査設計を実施し、全幅11.27m（片側歩道）の道路を計画いたしました。

現在、運動公園整備事業に伴い、隣接する一部区間につきましては、平成29年度に

修正設計を行い、道路の付替え工事を事業化し、令和 9 年度末完成に向け用地買収等進めているところでございます。

今回事業化した区間以外については、今後の町内外の方の人の流れ、車種ごとの交通量等を把握しながら、事業化を検討して参りたいと考えております。

維持管理につきましては、毎年沿線の草刈り、及び著しく危険で緊急を要する場合などには、町職員での作業や業者に発注するなど、その都度対応し、日々通行の安全確保に努めているところでございますので、よろしくお願い致します。

(担当部署：産業建設部建設課)

質問順 4番 大寄暁美 議員

質問 1 役場庁舎内の新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染拡大防止対策について

新型コロナウイルスの感染者が全国的に急増した4月に本庁舎1階では感染防止のためのビニール幕と衝立を設置するとともに、密を避けるため待合席数を削減し、各出入口にアルコール消毒液を設置いたしました。また、緊急事態宣言が解除された後も役場内で会議を行う際には、マスクの着用や発熱者は会議を欠席してもらうこと、消毒や換気の徹底などの感染防止対策を実施いたしました。さらに7月中旬に美浜町で初の感染者が発生したため、本庁舎2階へのアクリル板の設置・各課への消毒・除菌液の配布など感染対策を強化し、会議等の開催についても最小限に留めるよう再度見直しました。

(担当部署：総務部総務課)

(2) 感染者が出た場合の対応について

新型コロナウイルス感染対策本部において、感染の疑いがある職員が出た場合には、保健所への報告やPCR検査、濃厚接触者への連絡や自宅待機の範囲・期間などについて取り決めを行いました。例えば、職員が感染した場合は感染の可能性がなくなるまでの間、職員には休暇を取得させる方針です。また、実際に感染者が発生した場合を想定して、グループを編成し防護服を装着したうえで庁舎の消毒作業を行う演習や、各課の職務体制のシミュレーションを行い、窓口業務については、代替要員の確保など行政サービスの停滞を最小限に留めるよう準備したところでございます。しかしながら、一時的にも役場業務に支障が生じた場合は、直ちにメールや同報無線でお知らせすることにしております。

(担当部署：総務部総務課)

(3) 感染者発生対策を周知させることについて

感染者が出た場合の対応マニュアルについては、新型コロナウイルス感染対策本部において職員の行動指針を定め、先述のシミュレーションのとおり対応を講じておりますが、あくまでも役場内での感染が前提となっており、住民の皆様への周知については一

人一人の生活環境が異なるため、今のところマニュアルの周知を行う予定はありませんが、町内で感染者が発生した場合には、感染者やその家族のプライバシーに十分配慮したうえで、感染者情報や感染対策等の情報提供を町ホームページやメールサービスにて行ってまいります。

(担当部署：総務部総務課)

質問 2 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金について

(1) 基金の現在の状況について

8月末現在で5件147万円の寄付申し込みがございました。今年度中には議員の皆様及び私の報酬削減分についても基金に計上する予定になっており、今後は寄付者のご厚意を大切に感染症対策事業の原資として有効に活用したいと考えております。

(担当部署：総務部総務課)

(2) 基金の周知方法について

広報みはま8月号や町ホームページに掲載し、基金の趣旨を周知するとともに町民の皆様へ募集を図ったところがございます。今後におきましても、機会をとらえ周知に努めてまいります。

(担当部署：総務部総務課)

質問順 5番 鈴木美代子 議員

質問 1 新型コロナウイルス感染の抑制について

高齢者や基礎疾患を有する人は重症化しやすいため、クラスターが発生した場合の影響も極めて大きいことから、高齢者施設等において感染者が発生した場合、医療法に基づき行政検査を実施し、適切な感染管理が可能となるよう取り組んでおります。

また、本町といたしましては、国の提唱する「新しい生活様式」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐため普段からマスクの着用、手指消毒の徹底、身体的距離の確保、感染が流行している地域への移動の自粛を町民の方々へ呼びかけ、新規感染者の抑制を行っております。

また、テーブルや手すり等の除菌に役立てていただくため、役場と野間公民館において、除菌効果のある次亜塩素酸水の無料配布を継続しております。

いずれにしましても、一人一人が基本的感染対策を実践した行動を心掛けていただく事が大切であり、広報、ホームページ、メールサービス、回覧板等を活用し、その徹底を呼びかけてまいります。

(担当部署：厚生部健康・子育て課)

質問 2 広報みはまの全戸配布について

現在、美浜町では、町広報紙の配布を各行政区へ依頼しております。

町広報紙を漏れなく配布するため、転入・転出に伴う世帯の増減等を、区より随時連絡を頂き、必要な部数を配布しております。

町民から広報誌が届いていないとのお問い合わせがあった場合は、役場、総合公園体育館、図書館及び各公民館の窓口に広報誌を置いてあることをお伝えするとともに、町公式ホームページ及びスマートフォンアプリ「マチイロ」でご覧いただけることを、ご案内しております。

また、役場や体育館などの公共施設まで取りに行けないなどの理由で、広報紙の郵送を希望される方には、郵送しております。

(担当部署：総務部秘書課)

質問順 6番 杉浦 剛 議員

質問 1 美浜町土地埋立て条例の改正について

(1) 条例改正を目指す今までの検討経過を詳しく。

改正を検討するにあたり、先進事例を研究し美浜町としての素案を作成するとともに、内容や他法令との関連について違憲性や違法性がないかなどを弁護士へ相談し、問題点や課題について検討や修正を繰り返し行っており、時間を要しております。

(担当部署：厚生部環境課)

(2) 弁護士と何度も検討したと聞くが、どのようになったか。

今回の改正の主なポイントは、改良土による埋立てを制限する事の是非であることから、その違憲性や違法性について弁護士と協議を重ねてまいりました。

協議の結果、相応の立法事実が必要となるものの、地域的な実情をもとに条例において必要な対策を取ることは許されるものと考えられるとの回答を得ております。

(担当部署：厚生部環境課)

(3) 条例改正のスケジュールは。

検察協議等の進捗状況によりますが、12月議会での上程、周知期間を含め令和3年4月の施行を目指し準備しております。

(担当部署：厚生部環境課)

(4) 埋立て許可後の現地確認、指導などについて町と県の連携はとられているか。

搬入土、沈砂池、事業区域及び施行期間など計画どおりに実施されているかについて、主に町職員が随時現地で確認しております。

これらの結果が、計画と異なる場合は、県と連携し是正のための指示及び指導を行っておりますが、職員の巡視にも限界があり、近隣関係者の方からの連絡により問題が発見されることもございます。

行政だけでなく地域全体で監視していくことが有効であると考えており、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

(担当部署：厚生部環境課)

(5) 業者任せの土壌検査体制は改めるべきではないか。

現在は、埋立て条例の申請時に搬入する土砂の地質分析結果の添付を求め、許可後は3か月ごとに事業完了時において職員の立会い及び指示のもと、事業者が検体を掘削する方法で行っております。

また、今年度から、町による検体の地質分析ができるよう予算計上しておりますので、必要に応じて実施してまいります。

(担当部署：厚生部環境課)

(6) 町内の山林や農地が無秩序に開発されることのないよう、今一度町長の姿勢を示されたい。

町内の山林や農地が無秩序に開発されている現状は、私だけではなく、多くの住民が心を痛めているところがございますが、一方で土地所有者の立場に立てば、利用予定のない土地を転用、売却したいと考えることも無理のないこととございます。

改良土等による大規模な埋立てが様々な問題を引き起こすに至り、土地の埋立て条例の改正をすすめることとなりましたが、町として本来すべきことは、規制をすることよりも、農地なら農業にといたったようにその土地本来の利用目的に沿った内容、地域の利用計画に沿った活用がされるよう誘導していくことであると考えております。

地域全体の利用計画を考え、優良な農地を地域の担い手となる農業者に託す、あるいは優秀な農業後継者を育てていく、美浜の里地、里山を地域の宝として守っていくとともに必要な開発を進めていく、それが私のまちづくりの理念であります。

(担当部署：厚生部環境課)

質問順 7番 石田秀夫 議員

質問 1 知多南部衛生組合分担金と町財政への影響について

(1) 分担金は、どうなるのか、積算の根拠は。

ごみ処理に係る分担金については、知多南部広域環境組合との関連もございますので、併せてご説明いたします。

始めに、ごみ焼却に関する費用について、知多南部広域環境組合の供用開始後は、スケールメリットを生かした共同処理と売電による収入等により軽減される一方、本町においては令和3年度から実施するごみの資源化に関する費用の増加を見込んでおります。

分担金の積算根拠は、均等割、人口割及び処理量割等により計算され、各組合の規約で事業ごとに定められております。

なお、本年度以降の新火葬場建設に係る本町の費用負担額は約6億2千万円の見込みで、都市計画税を充当いたします。

新火葬場の運営については検討中ではありますが、現在の運営費を基本とし、最小限の増額に抑えるよう進めてまいります。

(担当部署：厚生部環境課)

(2) 他の町内事業への影響はないのか。

火葬場建設事業については、都市計画事業として県の事業認可を受けており、都市計画税の充当を予定しております。またそれ以外のごみ処理等にかかる分担金については、これまでどおり一般財源で賄ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う町税への影響は、納税猶予や休業要請により少なからずあると見込んでおります。令和3年度以降の事業につきましては、町税等の歳入状況の動向を注視するとともに、可能な限り社会福祉並びに住民生活への影響が出ないような財政運営に努めてまいります。

(担当部署：総務部総務課)

質問 2 町境の奥田地内で用地取得に動いているという大型養鶏場について

(1) 町への申請はどのようになっているか。また、雨水排水はどこが受けているのか。

3月に事業計画届出書が美浜町へ提出され、その届出に基づき、庁内関係部局による協議結果を事業者に対して通知しております。

しかし、事業区域、事業面積、飼養羽数及び工事着手予定日等について変更される見込みであり、今後変更が決定され次第、変更届の提出を求めています。

また、雨水排水については、伊勢湾に流す計画と伺っておりますが、現時点で詳細な計画が不明なため、変更届と同時に明確にするよう指導してまいります。

(担当部署：産業建設部産業課)

(2) 新火葬場に最も近くなるが、今回の大型養鶏場の進出をどう受け止めるのか、町当局の考えを伺う。

新火葬場建設地に近いことから、利用者が臭気などを不快に感じることを懸念されます。

町としましても、養鶏場建設を予定しております事業者に対し、畜産経営に起因する環境被害について、発生を抑えるよう指導してまいります。

(担当部署：産業建設部産業課)